

## 第 1 章 会 員

### (準会員)

第 1 条 定款第 5 条第 1 項第 2 号の規定に基づく準会員の種別は、以下各号のとおりとする。

(1) 特別会員 愛知県内に住所があり、薬種商販売業認定試験もしくは登録販売者試験に合格した者、または、8 年以上薬種商販売業もしくは店舗販売業の業務を行っていた者であって、かつ定款に定める正会員の要件を満たさない者。

(2) その他 本会の趣旨に賛同する者。

### (入会手続きと会費)

第 2 条 定款第 6 条の規定に基づく会員の会費は、毎年度毎に理事会において決定し、定められた期限までに本会に納入する。

また、この法人に入会しようとするものは、所定の入会申込書に必要な事項を記入し提出するとともに、定められた当該年度の会費及び負担金を納入しなければならない。

### (正会員登録料)

2、新たに正会員となる者は、別に定めるものの他に、正会員登録料を納入しなければならない。

(1) 本項で規定する正会員登録料は、3 万円とする。

(2) 入会時に入会金を支払ったものについては、正会員登録料の支払いを免除する。

### (会費の未納)

3、定款第 9 条第 1 項第 2 号における催告は、当該年度の 6 月に行う。

### (再入会)

4、退会者の再入会は、退会後 5 年を超えない者に限り、別に定める金額納入の後、再入会を認める。

(1) 再入会を希望するものは、別に定めるもののほか、再入会費 3 万円に加え、退会後経過した年数分の年会費をあわせて納入する。

### (その他会員に関する手続)

第 3 条 会員は氏名、住所、店舗の変更があった場合、会長に届け出なければならない。

2、会員が死亡し、または営業を廃業した場合は、会長に届け出なければならない。

第 4 条 本細則に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は理事会の議決を経て会長が定める。

## 第 2 章 役 員

### (外部監事)

第 5 条 定款第 12 条に基づく役員は、会員とする。

2、ただし、監事 1 名は会員以外から選任する。

### (役員選任に関する手続)

第 6 条 定款第 12 条第 2 項に基づく役員を選任にあたり、理事会において決定し、総会に附議する。

### (理事の選任に関する手続)

第7条 理事の選任にあたり、理事の推薦を得て、会長が提案のうえ、理事会において決定する。  
2、理事候補が、定数を超えた場合は、理事会において協議のうえ、定数内の候補を決定する。

(役員解任の手続)

第8条 定款第15条に基づく役員解任にあたり、理事会において決定し、総会に附議する。

第9条 本細則に定めるもののほか、役員に関し必要な事項は理事会の議決を経て会長が定める。

### 第3章 委員会

第10条 この法人の会務を円滑に運営するため、調査研究の諮問機関として委員会を置くことができる。

第11条 各委員会は、必要あるとき理事会の議決を経て、会長がこれを設置する。

第12条 委員の任免は、会員の中から会長が指名し、理事会の承認を経て、委嘱する。

第13条 各委員会の委員は若干名とし、本細則に定めるもののほか理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

第14条 各委員会は、委員の互選により委員長、副委員長各1名を選出する。委員長は委員会の議長となり会議を主宰する。委員長に事故あるときは、副委員長がこれを代行する。

第15条 各委員会は、会長の承認を得て委員長が招集し、その結果については会長に答申しなければならない。

第16条 各委員会の運用に関し必要な事項は、本細則に定めるもののほか、当該委員会においてこれを定める。

第17条 本細則に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は理事会の議決を経て会長が定める。

附 則 この細則は、愛知県知事が定款の認可をしたその日からその効力を生ずる。